

## 事業をアウトソーシングすることを制限している法令

事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無  
有

当該法令の具体的な内容  
別紙参照

当該制限の存在の合理的な説明

著作権の登録については、原則として行政庁が行うことを前提として制度設計されており、国際的にも同様に扱われている。

例えば、財団法人ソフトウェア情報センターが行っているプログラムの著作物の登録のように、将来、国以外に登録事務を行わせることも考えられなくはないが、今のところそのような制度設計に改めることが適当とは考えられない。

従って、著作権に関する事項を所管している文化庁が責任をもって登録事務を行うこととされている。

## 著作権法（抄）

（登録手続等）

第七十八条 第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項又は前条の登録は、文化庁長官が著作権登録原簿に記載して行う。

2 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行なったときは、その旨を官報で告示する。

3 何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本若しくはその附属書類の写しの交付又は著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。

4～8（略）

## 著作権法施行令（抄）

（申請書）

第二十条 登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一～七（略）

（却下）

第二十三条 文化庁長官は、次に掲げる場合には、登録の申請を却下する。

一～六（略）

2（略）

（申請者への通知）

第二十四条 文化庁長官は、登録を完了したときは、申請者に登録の年月日及び登録番号を記載した通知書を送付する。

（更正）

第二十五条 文化庁長官は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知する。

2 文化庁長官は、登録が第二十九条の規定による申請に係るものであるときは、債権者にも前項の通知をする。

3（略）

第二十六条 文化庁長官は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見した場合において、その錯誤又は脱落が文化庁長官の過失に基づくものであるときは、登録上の利害関係を有する第三者がある場合を除き、遅滞なく、その登録を更正し、かつ、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知する。

2（略）

(仮処分の登録に後れる登録等の抹消)

第三十四条の三 著作権又は著作隣接権について民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による仮処分の登録(保全仮登録とともにしたものを除く。以下この条及び次条において同じ。)をした後、その仮処分の債権者がその仮処分の債務者を登録義務者として著作権又は著作隣接権について登録を申請する場合においては、その債権者だけでその仮処分の登録に後れる登録の抹消を申請することができる。

2(略)

3 文化庁長官は、第一項の規定により仮処分の登録に後れる登録を抹消したときは、職権でその仮処分の登録を抹消する。

第三十四条の六 文化庁長官は、保全仮登録をした後、本登録をしたときは、職権でその保全仮登録とともにした処分禁止の登録を抹消する。

(信託事項の登録)

第四十三条 裁判所は、信託管理人を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨の登録を文化庁長官に囑託するものとする。主務官庁が信託管理人を選任し、又は解任したときも、同様とする。

2(略)

第四十四条 裁判所は、信託財産の管理の方法を変更したときは、遅滞なく、その旨の登録を文化庁長官に囑託するものとする。

2(略)

第四十五条 文化庁長官は、第四十一条又は第四十二条の場合において、著作権等の移転の登録をしたときは、職権で受託者の変更の登録をする。